

やさしい日本語でわかる
福岡市の税金



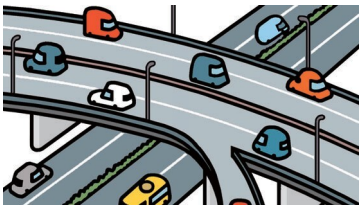
福岡市

目　次

1．税金について　・・・

1．税金について

日本で 働いている人 や住んでいる人、買物をした人などは、「税金」を 払います。
福岡市では、集めた 税金を 道路の 整備や ごみの 処理などの わたしたちの 生活
のために 使っています。

道路の整備	ごみの処理	公園の整備
		

2．市税（市の税金）の支払いについて

●税金は期限までに必ず払ってください

期限までに税金を払わないと・・・

- 延滞金 <支払いが 遅れたとき に払わなければ ならない お金> が かかる場合が あります。
- （外国人の 場合は）在留資格の 更新 <期間を 新しく 延長 すること> の時に 必要な 納税証明書 <税金を 払ったことを 証明する紙> を もらうことができません。
- あなたの 財産（給 料など）を 差し押さえる <給 料など を使えないようにする> ことがあります。

差し押さえた 財産は あなたが 払っていない 税金のために使います。

税金を 払うことが できないときは

住んでいる区の 区役所の 納税課（Ｐ９～１０）に 連絡してください。
連絡が ないと、財産を調べたり、差し押さえをします。

わからないことがあれば、外国語で 相談できる 電話が あります。
通訳センターが、区役所に つなぎます。あなたは 電話で 次のことを 伝えてください。
①話すことができる 言葉、②あなたの 住んでいる区、③電話した 理由（税金を 払うことができない）

TEL：092−753−6113

●使える言葉：２４の言語

(1)英語、(2)中国語、(3)韓国語、(4)ベトナム語、(5)ネパール語、(6)タガログ語、(7)フランス語、(8)インドネシア語、(9)ミャンマー語、(10)タイ語、(11)スペイン語、(12)ロシア語、(13)ドイツ語、(14)マレー語、(15)モンゴル語、(16)ポルトガル語、(17)クメール語、(18)イタリア語、(19)シンハラ語、(20)ヒンディー語、(21)ベンガル語、(22)ウクライナ語、(23)ウルドゥー語、(24)アラビア語

◎市役所や区役所から届いた封筒は必ず中を見てください

●市民税・県民税を払う方法

【市民税・県民税納税通知書（封筒）】 ※この封筒が届いたら、すぐに中を見てください。

・納税通知書は　あなたが　払う　税金を　知らせるための　紙です。

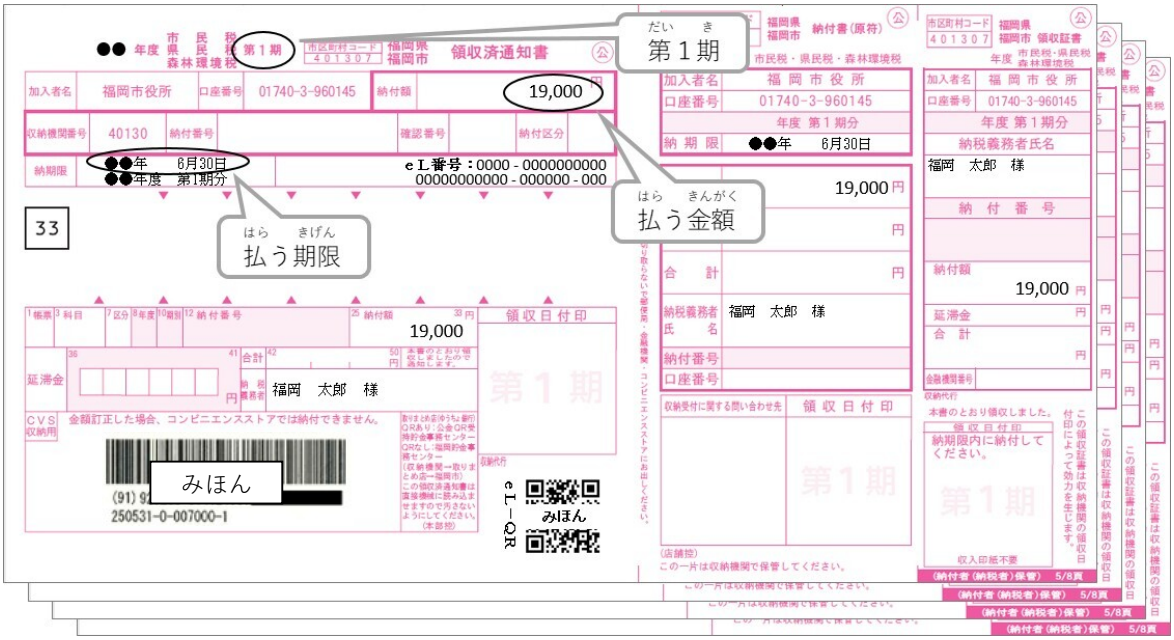


【市民税・県民税納税通知書（納付書）】

・納付書は、税金を　払うときに　使う　紙です。
「第１期」「第２期」「第３期」「第４期」の４枚　入っています。

・この納付書を　持って、払う　期限までに　コンビニエンスストアや　銀行、郵便局で　払ってください。

・eL-QR、eL番号を使って、インターネットから払うこともできます。



●軽自動車税を払う方法

【軽自動車税納税通知書（封筒）】

・この封筒が 届いたら、すぐに 中を 見てください。

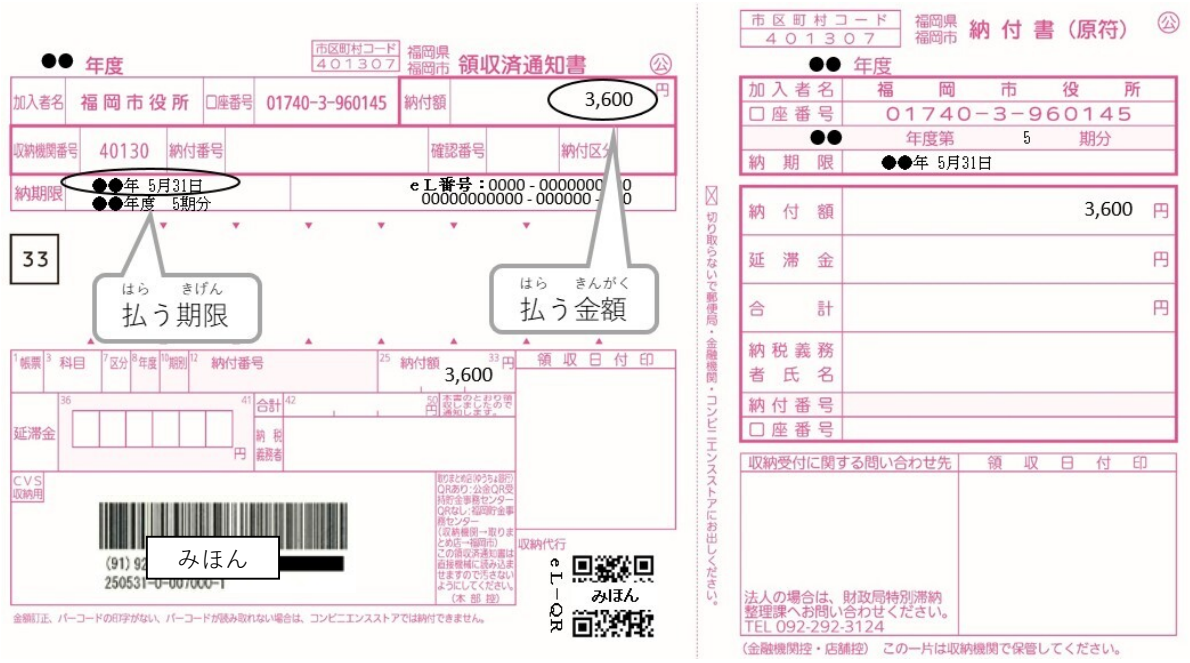


【軽自動車税納税通知書（納付書）】

・この納付書を 持って コンビニエンスストアや 銀行、郵便局で、５月末までに 払ってください。

・５月末が 土日などの 休日の場合は、６月の最初の 平日が 払う期限です。

・eL-QR、eL番号を使って、インターネットから払うこともできます。



3. 市民税・県民税について

・１月１日から １２月３１日までの １年間の収 入が １１０万円（令和８年分からは１１９万円）を 超える人は、 税金を 払う 場合が あります。

※「収 入」は、働いて もらった お金などです。 収 入があった 次の年の １月１日に 住んでいる 市町村に 払います。

・納税通知書は ６月１５日ごろに 届きます。（P3）

※「納税通知書」は、あなたが 払う 税金を 知らせるための 紙です。

●市民税・県民税の申告 <伝えること>

・１月１日に 福岡市に 住んでいる人は、その年の ３月１５日までに、住んでいる区の 区役所課税課（P9 ～ 10）で 前の年の 収 入を 申告してください。

・会社が 市に収 入を 報告している人は 申告する必要は ありません。

4. 固定資産税・都市計画税について

・１月１日に 福岡市に 不動産（土地、家など）を 持っている人は、税金を 払います。

・納税通知書は ４月１０日ごろに 届きます。



5. 軽自動車税について

・４月１日に 原付バイクや 軽自動車などを 持っている人は 税金を 払います。

・納税通知書は ５月１５日ごろに 届きます。（P4）
５月末までに 払う必要が あります。

■自動車税について

排気量 <エンジンの大きさで 変わります> が ６６０ccを超える 自動車を 持っている人は自動車税を 払います。
自動車税については、住んでいる区の 県税事務所（P11）に 聞いてください。



6．Q&A　～質問に答えます～



Q1　納税通知書（P3～P4）が　届きましたが、どうすればいいですか。



A1　封筒の中の納付書を　持って　コンビニエンスストアや　銀行、郵便局で　払ってください。eL-QR・eL番号を使って、インターネットから払うこともできます。



払うことが　できないときは、どうすればいいですか。



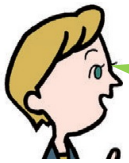
住んでいる区の　区役所の　納税課（Ｐ９～１０）に　電話で　相談してください。



Q2　出国することになりましたが、税金の　手続きは　ありますか。



A2　納税管理人＜あなたの　代わりに　税金を　払う人＞　を　区役所の課税課（P9～P10）に　伝えてください。



納税管理人を届ける のが　難しいときは　どうすればいいですか。



出国する前に　税金を　全部　払ってください。



Q3　バイクを　もらいましたが、税金の　手続きは　ありますか。



A3　あります。次のようなときは　手続きを　してください。

- 原付バイクを廃車＜使うのを　やめること＞　するとき、人にあげたとき、人からもらったとき
- 引っ越したとき



どこで　手続きをすればいいですか。



資産課税課軽自動車税　係　（博多区役所９階）（Ｐ１０）です。
手続きに　必要なものは　電話で　聞いてください。



Q4　在留資格の 更新＜期間を 新しく延長すること＞について 気をつけることが ありますか。



A4　在留資格を 更新するために、出入国在留管理局に「個人市県民税課税（または非課税）証明書」や「納税証明書」を 出すことがあります。
前の年の 収入を 申告していない人は、「課税証明書」を もらうことができません。
「課税証明書」を もらうためには、前の年の 収入が わかる書類（源泉徴収票など）を持って、区役所で 申告してください。（収入が 無かった人も、収入が 無かったことを 申告してください。）税金の金額が決まり、税金を払うと、「納税証明書」をもらうことができます。



Q5　税金の 証明書は どこで もらえますか。



A5　各区役所の納税課など（Ｐ９～１０）でもらうことができます。
マイナンバーカードがあれば、コンビニエンスストアやオンラインで もらうことができます。



区役所で 証明書を もらうためには 何を持っていけばいいですか。



税金の 証明書が 必要な場合は、本人確認できるもの＜在留カードや マイナンバーカードなど＞ を 持っていってください。



家族など 代わりの人が 証明書をとる場合は、何を持っていけばいいですか。



委任状 ＜手続きを 代わりの人にたのむことをかいた紙＞ と 本人と 代わりの人の本人確認ができるもの ＜在留カードや マイナンバーカードなど＞ を 持っていってください。

※必要な 証明書の種類・年度・数については、提出するところに 確認してください。
（例：在留資格更新については 出入国在留管理局など）

（税金の証明書の例）

名前	証明する内容	手数料 ＜手続きのためにかかるお金＞
市県民税課税・非課税証明書 （所得証明書）	個人市県民税の 課税額や所得額等	１件３００円 ※コンビニ、オンラインで もらうと １件250円
納税証明書	市税の 課税額、納税額等 ※コンビニでは、個人市県民税分のみもらうことができます。	
軽自動車税（継続検査用） 納税証明書	軽自動車税の 滞納がないこと （軽自動車の車検の際に必要な証明書）	無料 ＜お金はいりません＞

7. 税金についての問い合わせ先 <わからないことを聞くところ>

（1）市税（市の税金）についての 問い合わせ先

市税について わからないことがあれば、外国語で 相談できる 電話が あります。
通訳センターが、電話を つなぎます。あなたは 電話で 次のことを 伝えてください。
①話すことができる 言葉、②あなたの 住んでいる区、③税金のことで 知りたいこと

TEL：０９２－７５３－６１１３

●使える言葉：２４の言語
(1)英語、(2)中国語、(3)韓国語、(4)ベトナム語、(5)ネパール語、(6)タガログ語、(7)フランス語、(8)インドネシア語、(9)ミャンマー語、(10)タイ語、(11)スペイン語、(12)ロシア語、(13)ドイツ語、(14)マレー語、(15)モンゴル語、(16)ポルトガル語、(17)クメール語、(18)イタリア語、(19)シンハラ語、(20)ヒンディー語、(21)ベンガル語、(22)ウクライナ語、(23)ウルドゥー語、(24)アラビア語

【市役所の窓口】

税金のことで知りたいこと	課の名前
・市民税・県民税を 申告したい・・・① ・固定資産税・都市計画税について 聞きたい・・・②、③ ・納税管理人を 届けたい・・・①、②	各区役所の課税課
・市民税・県民税や固定資産税、軽自動車税の 支払いについて・・・④	各区役所の納税課
・証明書が ほしい・・・⑤	各区役所の納税課 千早証明サービスコーナー 天神証明サービスコーナー
・市税を 払いすぎたとき・・・⑥ ・市税の 口座振替の 手続きがしたい・・・⑥	福岡市税収納管理センター （納税管理課内）
・郵便で 証明書を 送ってほしい・・・⑦	福岡市 税証明郵送請求センター
・軽自動車税について 聞きたい・・・⑧	資産課税課
・みんなの市税 <この冊子> について 聞きたい・・・⑨	税制課

【区役所及び市役所の問い合わせ先】

外国語で相談したい人は まず外国語で相談できる電話番号
（TEL：092−753−6113）に電話してください。

区	課・係の名前		電話番号	FAX番号	E−mail	場所
東区	課税課	① 市民税係	092-645-1026	092-632-4970	kazei.HIWO@city.fukuoka.lg.jp	〒812-8653 東区箱崎 2丁目54番1号
		②固定資産税 土地係	092-645-1031			
		③固定資産税 家屋係	092-645-1033			
	納税課	④納税課	092-645-1022		nozei.HIWO@city.fukuoka.lg.jp	
		⑤ 管理係	092-645-1021			
⑤東区 千早証明サービスコーナー			092-674-3983	092-674-3974		〒813-0044 東区千早 4丁目21番45号 （なみきスクエア1階）
博多区	課税課	① 市民税係	092-419-1027	092-476-5188	kazei.HAWO@city.fukuoka.lg.jp	〒812-8512 博多区博多駅前 2丁目8番1号
		②固定資産税 土地係	092-419-1032			
		③固定資産税 家屋係	092-419-1034			
	納税課	④納税課	092-419-1023		nozei.HAWO@city.fukuoka.lg.jp	
		⑤ 管理係	092-419-1022			
		⑤ 証明発行 コーナー係	092-402-0799	092-402-1190		
中央区	課税課	① 市民税係	092-718-1038	092-714-4231	kazei.CWO@city.fukuoka.lg.jp	〒810-8622 中央区大名 2丁目5番31号
		②固定資産税 土地係	092-718-1045			
		③固定資産税 家屋係	092-718-1047			
	納税課	④納税課	092-718-1028		nozei.CWO@city.fukuoka.lg.jp	
		⑤ 管理係	092-718-1049			
⑤中央区 天神証明サービスコーナー			092-733-5222	092-733-5224		〒810-8620 中央区天神 1丁目8番1号 福岡市役所1階 （情報プラザ内）

区	課・係の名前		電話番号	FAX番号	E−mail	場所
南区	課税課	① 市民税係	092-559-5041	092-511-3652	kazei.MWO@city.fukuoka.lg.jp	〒815-8501 南区塩原3丁目25番1号
		②固定資産税 土地係	092-559-5051			
		③固定資産税 家屋係	092-559-5053			
	納税課	④納税課	092-559-5169		nozei.MWO@city.fukuoka.lg.jp	
		⑤ 管理係	092-559-5031			
城南区	課税課	① 市民税係	092-833-4032	092-841-2145	kazei.JWO@city.fukuoka.lg.jp	〒814-0192 城南区鳥飼6丁目1番1号
		②固定資産税 土地係	092-833-4036			
		③固定資産税 家屋係	092-833-4038			
	納税課	④納税課	092-833-4026		nozei.JWO@city.fukuoka.lg.jp	
		⑤ 管理係	092-833-4024			
早良区	課税課	① 市民税係	092-833-4320	092-841-2185	kazei.SWO@city.fukuoka.lg.jp	〒814-8501 早良区百道2丁目1番1号
		②固定資産税 土地係	092-833-4326			
		③固定資産税 家屋係	092-833-4328			
	納税課	④納税課	092-833-4317		nozei.SWO@city.fukuoka.lg.jp	
		⑤ 管理係	092-833-4318			
西区	課税課	① 市民税係	092-895-7017	092-883-8565	kazei.NWO@city.fukuoka.lg.jp	〒819-8501 西区内浜1丁目4番1号
		②固定資産税 土地係	092-895-7019			
		③固定資産税 家屋係	092-895-7021			
	納税課	④納税課	092-895-7014		nozei.NWO@city.fukuoka.lg.jp	
		⑤ 管理係	092-895-7013			
⑥福岡市税収納管理センター（納税管理課内）			092-292-2093	092-292-4112	nozeikanri.FB@city.fukuoka.lg.jp	〒812-8512 博多区博多駅前2丁目8番1号
⑦福岡市税証明郵送請求センター			092-292-2069		zeisyomeiyuso@city.fukuoka.lg.jp	
⑧資産課税課 軽自動車税係			092-292-1604	092-292-4187	shisankazei.FB@city.fukuoka.lg.jp	
⑨税制課			092-711-4202	092-733-5598	zeisei.FB@city.fukuoka.lg.jp	〒810-8620 中央区天神1丁目8番1号

（2） 国税（国の税金）についての問い合わせ先（所得税、法人税、消費税など）

国税 <所得税、法人税、消費税など> については 次のところに 聞いてください。

※ 国税庁 ホームページ：https://www.nta.go.jp/

名前	電話番号	場所	担当している区
福岡国税局	092-411-0031	〒812-8547 博多区博多駅東２丁目１１番１号	
福岡税務署	092-771-1151	〒810-8689 中央区天神4丁目8番28号	中央区、南区
西福岡税務署	092-843-6211	〒814-8602 早良区百道１丁目5番22号	城南区、早良区、西区
博多税務署	092-641-8131	〒812-8706 東区馬出１丁目8番１号	博多区、東区 （香椎税務署管轄内を除く）
香椎税務署	092-661-1031	〒813-8681 東区千早6丁目2番1号	東区の一部

（3） 県税（県の税金）について問い合わせ先（自動車税、事業税など）

県税 <自動車税、事業税など> については 次のところに 聞いてください。

※福岡県庁ホームページ： https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/1/7/24/

名前	電話番号	場所	担当している区
福岡県税務課	092-643-3062	〒812-8577 博多区東公園７番７号	
博多県税事務所	092-260-6001	〒812-8542 博多区博多駅東１丁目１７番１号	博多区、南区
東福岡県税事務所	092-641-0201	〒812-8543 東区箱崎１丁目１８番１号	東区
西福岡県税事務所	092-735-6141	〒810-8515 中央区赤坂１丁目８番８号	中央区、城南区、 早良区、西区

MEMO

やさしい日本語でわかる
福岡市の税金

●発　　行：２０２６年１０月
●編　　集：福岡市財政局税制課
福岡市中央区天神１丁目８番１号
●電 話 番 号：０９２－７１１－４１９７
●ホームページ：https://www.city.fukuoka.lg.jp/shizei/